

転作の交付金は5年に一度の水張が必要です

水田活用の直接支払い交付金における
「交付対象水田の5年水張りルール」のお知らせ



水張をしないとどうなりますか

令和4年度～令和8年度の5年間に一度も水張りが行われない農地は、
令和9年度から、水田活用の直接支払交付金が受けられなくなります。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
水張をしない場合	令和8年度までは交付対象水田だが...					令和9年度から対象外			
水張をする場合 (例: 令和7年に水張)				水張		水張から5年間は交付対象水田			
例: 令和6, 9年に水張			水張			水張		令和14年度まで交付対象水田	

誰が対象ですか

水田で転作をしていて、水田活用の直接支払交付金に申請する人

除外されないようにするためにはどうすればよいですか

5年に一度、水稻を作付け(酒米や新規需要米も対象です)

または

1か月以上の湛水管理による水張り※1を行い連作障害がないことを確認

(※1) 1か月以上の湛水管理を行う上での注意点



➤1か月の湛水管理の判断基準

- ・別紙「水張り管理簿」で1か月以上水張りしていることが確認できること。
- ・雪解け水や天水(雨水)などの一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間を1か月以上することとしています。
- ・交付対象水田の水田機能は一筆ごと確認するため、ほ場全体ではなく部分的に水張りした場合は「湛水管理」とは認められません。

➤確認方法

- ・水張り管理簿を提出した水田は、協議会で確認を行います。
- ・水張時(代掻き後)の前とあとの写真を撮影し、各自保管願います。(5年間保存)
- ・協議会で水張りが確認できない場合、写真の提出をお願いすることがあります。

(資料) 5年水張りルールに係るQ & A

Q：今回の見直しの目的は？

A：次の2つを促すためです。

- ① 水張りできる水田は、転換作物の生産を行なうなどによりブロックローテーション体系の再構築を促す。
- ② 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。

Q：令和8年度までに一回水張りを行えば、今後交付対象として残り続けるのか？

A：水張りを行なった年から数えて5年の間に、再度水張りを行わなかった場合、交付対象水田から外れます。

例) 令和6年度に水張りを行なった場合、次回は令和11年度までの間に1回行なう必要があります。(行わない場合、令和12年度に交付対象水田から外れます。以後も同じです。)

Q：交付対象外となった水田の扱いについて、耕作者が変わってもそのままか？

A：交付金の対象となるかどうかの判定は、所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定し記録されます。このため、一度交付対象水田から外れた場合は、原則交付金対象の水田に戻ることはありません。

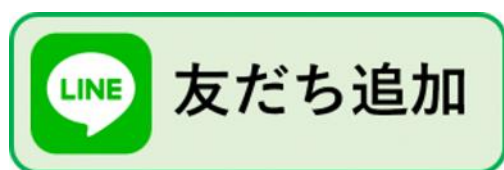
Q：湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか？

A：具体的な湛水の基準はありませんが、水張りは、水稻作付けにより確認することを基本としていることから、水稻作付けの場合と同等の湛水管理を行なっていただくことが基本です。

Q：「連作障害の影響がないことが確認できる水田」の確認方法は？

A：協議会では、毎年度、交付対象水田の要件確認を行う際に、国が示す次の2点を基本として、地域や作物等に応じた確認を行なう方向です。(具体的な運用等は、国と調整中)

- ① 過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等
- ② 過去5年間の収量と、近隣のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較



松本市役所
公式アカウント



松本市農政課
公式アカウント



松本市農政課
公式Instagram

松本市農業再生協議会事務局
(松本市役所産業振興部農政課内)

電話 0263-34-3222

FAX 0263-36-6217

電子メール nosei@city.matsumoto.lg.jp